

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年10月24日、令和4年度木古内町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和4年11月7日提出  
木古内町長 鈴木 慎也

令和 4 年度木古内町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度木古内町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,626,264千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 10 月 24 日専決

木古内町長 鈴木 慎也

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 入 合 計		4,626,264	0	4,626,264

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		763,871	△2,070	761,801
	1 総務管理費	720,566	△2,070	718,496
10 教育費		261,089	2,070	263,159
	3 中学校費	38,797	2,070	40,867
歳出合計		4,626,264	0	4,626,264